

支部助成事業 精算報告書の作成について（支助様式1～3）

滋賀県中学校体育連盟事務局

- 1 助成金の使用については、支部長の責任において執行すること。
- 2 助成金の本来の趣旨は、支部等の活動を助成するためのものである。
- 3 支部の事情を考慮しながら、効果的に執行すること。
（事例） ・支部活動として、研修会・講習会等の経費（施設使用料、講師旅費等）の一部に充てる。
・夏季総体ブロック大会・秋季総体の予算不足を補填する。
・支部における会議費に充てる。
※ ストップウォッチなど、どの学校にも備品としてあるものを購入することは避ける。
- 4 事業終了後1ヶ月以内に報告書（支助様式1・2・3）を提出すること。
会計年度は3月31日であるが、できれば1月末日には執行完了し、報告書も提出すること。
- 5 領収書額は、各支出項目の精算額と同額もしくはそれ以上とする。
※精算合計額が、支部助成金額を上回る場合は、該当する領収書の収入源等を記入すること。（様式
- 6 領収書は、支部等で原票が必要な場合は、支部等で保管する。
その場合は、支部長名の責任において原本証明を行い、報告書に添付すること。
- 7 領収書は、品目名、数量が分かるものであること。記載がない場合は、納品書等（レシート可）を添付し、購入品目、数量を明確すること。